

指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第3号の規定により公示する。

公示日：令和4年9月1日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		廃止年月日
				名称	所在地	
293	株式会社和弘	千葉県稲毛区 宮野木町2149番地3	白波 清海	株式会社和弘	千葉県稲毛区 宮野木町2149番地3	令和4年8月10日